

【会員規約】	
（適用範囲）	
第1条	この会員規約は、公益財団法人古川和足会（以下「当財団」といいます）が提供する第11条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます）に関して、第2条に定める会員（以下「会員」といいます）が利用する際の一切に適用されるものとします。
（会員の定義）	
第2条	この会員規約に定める会員とは、この会員規約を承諾した上で、第4条及び第5条に定める手続きに従って入会を申し込み、かつ、当財団がこれを承諾した者としします。
（会員規約の変更）	
第3条	当財団は、会員の事前の了承を得ることなく、この会員規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。 2. 変更後の会員規約については、当財団のホームページ上への掲載、書面等、当財団が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとします。
（入会の申込み）	
第4条	入会希望者は、当財団が指定する手続きに従って入会を申込みものとします。 2. 会員には個人のみが申込み可能で、法人等の団体では申込みできないものとします。 3. いかなる場合においても営利目的の入会は禁止いたします。 4. 会員には、一人につき一件のみ入会の申込みができるものとします。
（入会の承諾及び承諾の取り消し）	
第5条	当財団は、入会申込者に対し、必要な審査、手続き等を経た後に入会の承諾を行うものとし、この承諾を行った時点でこの会員規約に定める会員契約が成立するものとします。 2. 当財団は、入会の承諾を行った入会申込者に対し、会員証を発行するものとします。 3. 当財団は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することが判明した場合は、入会申込みを承諾しないことがあります。 ①申込み内容に事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない）がある場合。 ②過去に会員規約違反等により会員資格を取り消されたことがある場合。 ③その他、会員として不適切と当財団が判断した場合。
（譲渡禁止等）	
第6条	会員は、この会員規約に基づいて会員として有する権利を、第三者に譲渡するまたは使用させる、売買、名義変更、または質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。
（変更の届出）	
第7条	会員は、氏名、住所、電話番号等、申込み内容に変更が生じた場合には、速やかに当財団へ変更の連絡を行うこととします。 2. 会員が前項の連絡を怠ったことで不利益を被ったとしても、当財団は一切責任を負わないものとします。
（会員資格の有効期間）	
第8条	会員資格の有効期間は、当財団による入会の承諾がされた日より始まり、翌年の承諾がされた日の属する月の翌月の末日までとします。 2. 会員が、会員資格の有効期間後も引き続き入会を希望する場合は、当財団が指定する手続きに従って再度入会を申込みことが出来るものとします。 3. 前項の場合、会員資格の有効期間は、当財団による継続入会の承諾がされた日よりはじまり、翌年の継続入会の承諾がされた日の属する月の翌月の末日までとします。
（退会及び会員資格の取り消し）	
第9条	会員は、当財団が定める所定の手続きを行うことにより、会員資格の有効期間内であっても、自由に退会できるものとします。 2. 会員は、退会したことにより会員としての全ての権利を失うものとします。 3. 会員が以下に該当する場合、当財団は事前に会員に通知することなく当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとし、これにより当該会員は会員としての全ての権利を失うものとします。 ①申込み内容に事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない）があることが判明した場合。 ②第13条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合。 ③その他、会員として不適切であると当財団が判断した場合。 4. 前項に従い当財団が当該会員の会員資格を取り消したことにより発生するあらゆる損害については、当財団は一切責任を負わないものとします。
（利用料金）	
第10条	この会員の入会金、及びその他の利用料金（以下総称して「利用料金」といいます）は以下の通りとします。 ①会員は入会金として金5,000円を支払うものとします。 ②会員資格の有効期間満了後、会員が継続して入会を希望し、当財団による継続入会の承諾がされた場合、更新料として金3,000円を支払うものとします。 2. 前項①号にかかわらず、夫婦（親子）でこの会員に入会した場合、入会金は金4,000円とします。 3. 第9条及び本条1項の規定にかかわらず、会員資格の有効期間満了時に継続して入会することを希望していない会員が、有効期間満了後3ヶ月以内に継続して入会する意思表示を行った場合は、会員資格の有効期間満了時に継続して入会を希望していたものとみなすものとします。 4. 当財団は、会員の退会、会員資格の取り消し、その他理由の如何を問わず、既に支払われた利用料金の払い戻しは一切行わないものとします。
（サービスの種類及び内容）	
第11条	第5条に基づき当財団に承認された会員のみ、以下のサービスを利用できるものとします。 ①入館料無料サービス 古川美術館及び高三郎記念館の入館料が無料となります。 ②当財団オリジナル図録プレゼント 初回入会時に、当財団が販売するオリジナルの図録をプレゼントします。 ③展覧会情報の郵送 当財団が開催する展覧会情報を郵送にてお知らせします。 ④当財団オリジナル葉書プレゼント 会員資格の有効期間満了後、継続して入会した場合、当財団が販売するオリジナルの葉書をプレゼントします。 ⑤ミュージアムグッズ販売割引 当財団が販売するミュージアムグッズを店頭表示価格の1割引でご購入いただけます。 ⑥会員同伴者入館料割引 会員と同時に入館する同伴者4名の入館料が半額となります。 ⑦高三郎記念館呈茶券プレゼント 入会時及び継続時に、高三郎記念館での呈茶券2枚をプレゼントします。 ⑧夫婦（親子）入会割引 夫婦（親子）で同時に入会する場合、入会金を1,000円割引します。 ⑨提携施設利用割引 豊田温泉開発株式会社が経営する猿投温泉天然ラドン温泉岩風呂の入会料を、会員証の提示により通常価格1,500円のところを1,050円で利用できます。 スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社が経営する映画館の入場料を、会員証の提示により通常一般基本料金1,800円のところを1,300円で利用できます。 ⑩新規会員紹介特典 会員が新規会員を紹介した場合、紹介した会員へ高三郎記念館の呈茶券2枚をプレゼントします。 2. 会員は、当財団の休館日については本サービスが利用できないことを予め承諾するものとします。 3. 当財団は、会員の事前の了承を得ることなく、本サービスを随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。 4. 前項に従い当財団が本サービスの変更をしたことにより発生するあらゆる損害については、当財団は一切責任を負わないものとします。
（個人情報の取り扱い）	
第12条	当財団は、会員から収集した個人情報を識別又は特定できる情報（以下「個人情報」といいます）を、以下の目的のために利用し、以下の目的以外に、会員の個人情報を利用しないものとします。 ①展覧会に関する情報、関連イベントを紹介するため。 ②当財団が会員に別途連絡の上、個別に了承いただいた目的に利用するため。 ③会員の属性（住所・年齢等）ごとに分類された統計資料を作成するため。 2. 当財団は、会員から収集した個人情報を、展覧会情報の紹介のため、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で、配送業者や印刷業者に委託する場合があります。 3. 当財団は、以下に該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しないものとします。尚、本条第1項及び第2項に基づき個人情報を開示する場合、開示先に対して、会員の個人情報を厳重な管理体制のもとで保管させ、かつ、他の第三者への開示又は当財団が承認した目的以外の利用は行わないようにします。 ①会員が事前に承諾された場合。 ②法令により開示が必要とされる場合。 4. 個人情報を登録するか否かは、会員の任意で決定するものとします。但し、会員は、必要事項を登録しなかった場合、目的のサービスを受けられない場合があることを、予め了承するものとします。 5. 会員が、本人以外の個人情報を当財団に提供する際には、必ずその方から、会員が当財団に対してその方の個人情報を提供することについて、了承を頂いた上で提供するものとします。 6. 会員が当財団に登録される会員本人の個人情報の内容について照会する場合、当財団事務局に連絡するものとします。また、当財団事務局は可能な限り対処するものとします。 7. 会員が当財団による個人情報の利用の全部又は一部の中止を希望する場合、当財団事務局に連絡するものとします。また、当財団事務局は可能な限り対処するものとします。 8. 会員の個人情報に関する問い合わせ先は以下とします。 公益財団法人古川和足会 事務局 （10：00～17：00／毎週月曜日休み、但し当財団勤務カレンダーによる） 〒464-0044 名古屋市中千種区地下町二丁目50番地 電話 052-763-1991 ファックス 052-763-1992
（禁止事項）	
第13条	第4条の3項及び第6条の他、会員は本サービスの利用上、以下の行為を行わないものとします。 ①当財団の運営を妨害する行為。 ②日本国及び外国の法令に違反する、または違反するおそれのある行為。 ③前各号の他、この会員規約または公序良俗に違反する行為、本サービス利用上の運営を妨害する行為、第三者もしくは当財団に不利益を与える行為。 ④前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含む）を助長する目的の行為。
（免責事項）	
第14条	直接、間接的ないかなる理由に関わらず、会員が本サービスを利用、もしくは利用しなかったことにより生じたいかなる損害に対しても、当財団は一切責任を負わないものとします。 2. 本サービスの利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当財団は一切責任を負わないものとし、当財団にいかなる迷惑または損害を与えないものとします。
（準拠法）	
第15条	この会員規約に関する準拠法は日本法を適用するものとします。
（信義則義務）	
第16条	この会員規約に定めがなく疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議を行い解決するものとします。
（所轄裁判所）	
第17条	この会員規約に関し、万一紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とします。
（附則）	
	1. この会員規約は2005年10月22日から実施します。 2. この会員規約は2005年11月10日に第11条の一部変更しました。 3. この会員規約は2007年4月24日に第10条・第11条の一部変更しました。

パスポート会員 入会申込書

私は、会員規約を了承の上、入会を申し込みます。

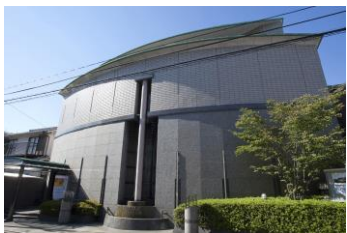
お名前	ふりがな
ご住所	〒
生年月日	
性別	男性 ・ 女性
電話番号	
ファックス	
メールアドレス	

【事務局使用欄】

区分	新規 ・ 更新 ・ 変更 ・ 新規夫婦（親子）
会員番号	NO.
郵便物	夫婦（親子）会員の場合、 1通 ・ 別々
申込み日	西暦 年 月 日
有効期間	西暦 年 月 日から 年 月 日
プレゼント	

年間パスポート

「古川美術館」と「分館爲三郎記念館」が、1年間何度でもご利用いただけるお得な年間パスポートです。展覧会のご鑑賞や、数寄屋建築で四季折々の景観をお楽しみいただくことはもとより、ミュージアムショップでのお買い物や数寄屋カフェでのご飲食など、このパスポート1枚で思う存分お楽しみください。



パスポート会員特典

- ① 1年間何度でも古川美術館と分館爲三郎記念館への入館が可能です。(休館日を除きます。)
- ② ご同伴者は4名様まで優待料金(半額)でご入館いただけます。
- ③ ミュージアムショップでのお買い物が10%OFFになります。

入会時特典

- ① 古川美術館オリジナル図録を1冊プレゼント。
- ② 数寄屋カフェでご利用いただける呈茶招待券を2枚プレゼント。



継続時特典

- ① 入会金が2,000円OFFになります。
- ② 古川美術館オリジナル絵葉書をプレゼント。
- ③ 数寄屋カフェでご利用いただける呈茶招待券を2枚プレゼント。

夫婦・親子入会者特典

ご夫婦や親子でご入会いただく場合は、入会金がそれぞれ1,000円OFFになります。

紹介特典

新規パスポート会員をご紹介いただきますと、ご紹介者へ数寄屋カフェでご利用いただける呈茶招待券を2枚プレゼントいたします。

提携施設 優待利用特典

提携施設がパスポート会員特別価格でご利用いただけます。

提携施設



猿投温泉「金泉の湯」
入泉料1,500円が
1,050円に。

映画館「センチュリー
シネマ」「ミリオン座」
一般料金1,800円が
1,300円に。
映画館併設のカフェ
ドリンクが50円OFF。



入会金

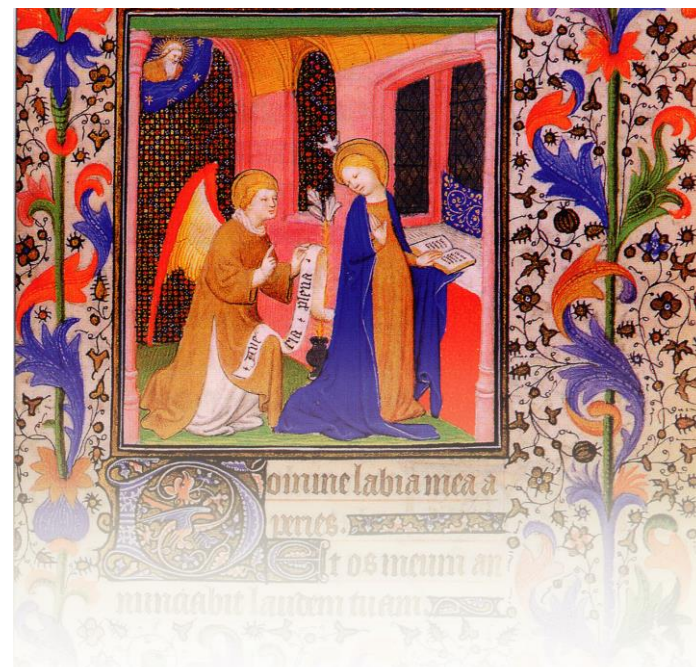
- | | |
|--------------------------------|--------|
| ☐ 新規入会金 | 5,000円 |
| ☐ 更新料 | 3,000円 |
| 夫婦・親子会員 | |
| ☐ 新規入会金 | 4,000円 |

会員期間

入会日より1年間

申込方法

古川美術館フロントで受け付けております。



パスポート会員 入会のご案内

公益財団法人 古川知足会
古川美術館 分館爲三郎記念館
〒464-0066
名古屋市千種区池下町二丁目50番地
Tel 052-763-1991 Fax 052-763-1992